

## ◆ 商品概要説明書 ◆

## フィンランド地方政府保証機構保証付

# フィンランド地方金融公社 2025年9月24日満期 円建 早期償還条項付 ノックイン型S&P500連動 デジタル・クーポン債券 (満期償還額S&P500連動型)

**期間約3年**  
**(最短約3ヵ月)**

## [本債券の特徴]

<利率> 当初約3ヵ月間は固定利率が適用されますが、それ以降は利払いごとにS&P500の水準により、利率(相対的に高い・低い)のいずれかが決定されます。

<早期償還> S&P500の水準により、額面金額で早期償還される場合があります。

<満期償還> S&P500が一度でもノックイン判定水準以下となった場合、満期償還額がS&P500に連動して決定されるため、満期償還額が額面金額を割り込み、損失が生じる可能性があります。

## [発行条件の概要]

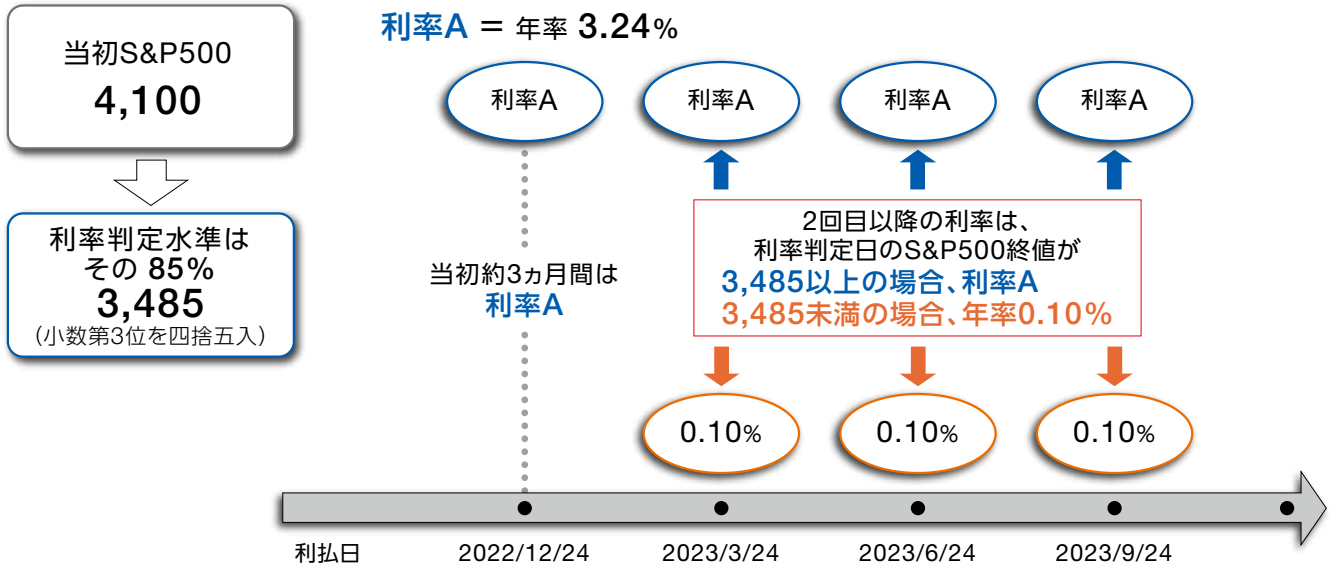
|        |   |       |                 |
|--------|---|-------|-----------------|
| 発行者    | フィンランド地方金融公社(フィンランド地方政府保証機構保証付)<br>発行者の格付け: AA+(S&P*)、Aa1(ムーディーズ*)<br><small>(2022年8月25日現在。将来変更される場合があります。上記格付けは、個別の債券に対する格付けではありません。)</small><br><small>*格付けは、金融商品取引法第66条の27の登録を受けていない者が付与した無登録格付です。詳細は、目論見書記載の「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。</small>  |       |                 |
| 利率     | 初回利払日 2022年12月24日: 年率 3.24%<br>2023年3月24日以降、利率判定日*のS&P500終値により次のとおりとなります。<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">           利率判定水準<br/>           当初S&amp;P500*の<br/> <b>85%</b> </div> 利率判定水準以上の場合 ⇨ 年率 <b>3.24%</b><br>-----<br>利率判定水準未満の場合 ⇨ 年率 <b>0.10%</b><br><small>*利率判定日 各利払日*の10予定取引所営業日前の日</small><br><small>*当初S&amp;P500 2022年9月29日のS&amp;P500終値</small>  |       |                 |
| 償還期限   | 2025年9月24日(期間約3年) *早期償還条項により早期償還されることがあります。   |       |                 |
| 早期償還条項 | 各早期償還判定日*のS&P500終値が、トリガー判定水準以上の場合は、直後の利払日に利息とともに額面金額の100%で償還されます。<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">           トリガー判定水準<br/>           当初S&amp;P500*の<br/> <b>105%</b> </div> トリガー判定水準以上の場合 ⇨ <b>額面金額の100%で償還</b><br>-----<br>トリガー判定水準未満の場合 ⇨ <b>償還されません</b><br><small>*早期償還判定日 2022年12月24日(を含む)以降の各利払日の10予定取引所営業日前の日(ただし、満期償還日を除きます。)</small>   |       |                 |
| 満期償還額  | 満期償還額は観察期間*のS&P500終値により次のとおりとなります。<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">           ノックイン判定水準<br/>           当初S&amp;P500*の<br/> <b>65%</b> </div> 一度もノックイン判定水準以下とならなかった場合 <b>額面金額の100%</b><br>-----<br>一度でもノックイン判定水準以下となった場合 (ノックイン事由の発生)<br><b>額面金額 × 最終S&amp;P500* ÷ 当初S&amp;P500</b><br><small>*額面金額の100%を超えることはありません。</small><br><small>*観察期間 2022年9月30日から満期償還額計算日*まで</small><br><small>*満期償還額計算日 満期償還日(2025年9月24日)の10予定取引所営業日前の日</small><br><small>*最終S&amp;P500 満期償還額計算日のS&amp;P500終値</small><br><small>ノックイン事由が発生した場合、満期償還額はS&amp;P500に連動して決定されます。</small> |       |                 |
| 売価     | 額面金額の100%   | お申込単位 | 100万円以上 100万円単位 |
| お申込期間  | 2022年9月21日(水)<br>~ 2022年9月28日(水)  | 受渡期日  | 2022年9月29日(木)   |

\*本債券の判定日等は市場混乱事由の発生等により変更される場合があります。目論見書にてご確認ください。

■販売額に限りがありますので、売り切れの際はご容赦ください。

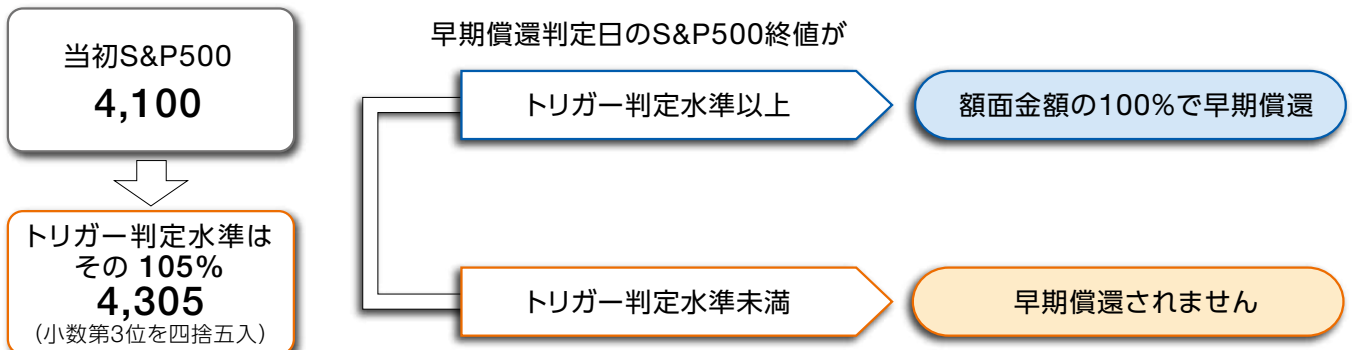
## 利率決定の仕組み

当初S&amp;P500が4,100の場合の例



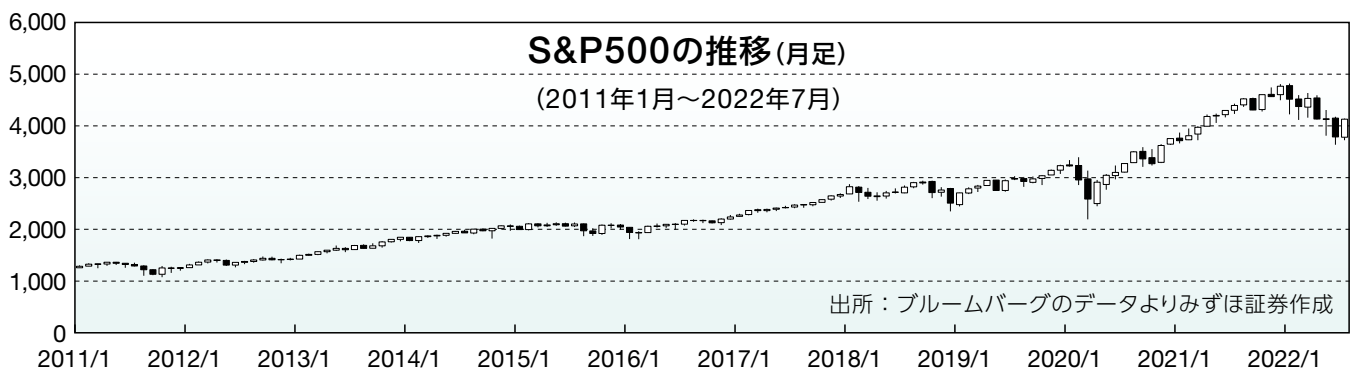
## 早期償還の仕組み

当初S&amp;P500が4,100の場合の例



※早期償還されなかった場合、次回の早期償還判定日に同様の判定が行われます。

※利率決定の仕組みおよび早期償還の仕組みの各条件は、参考例であり、実際の条件とは異なります。



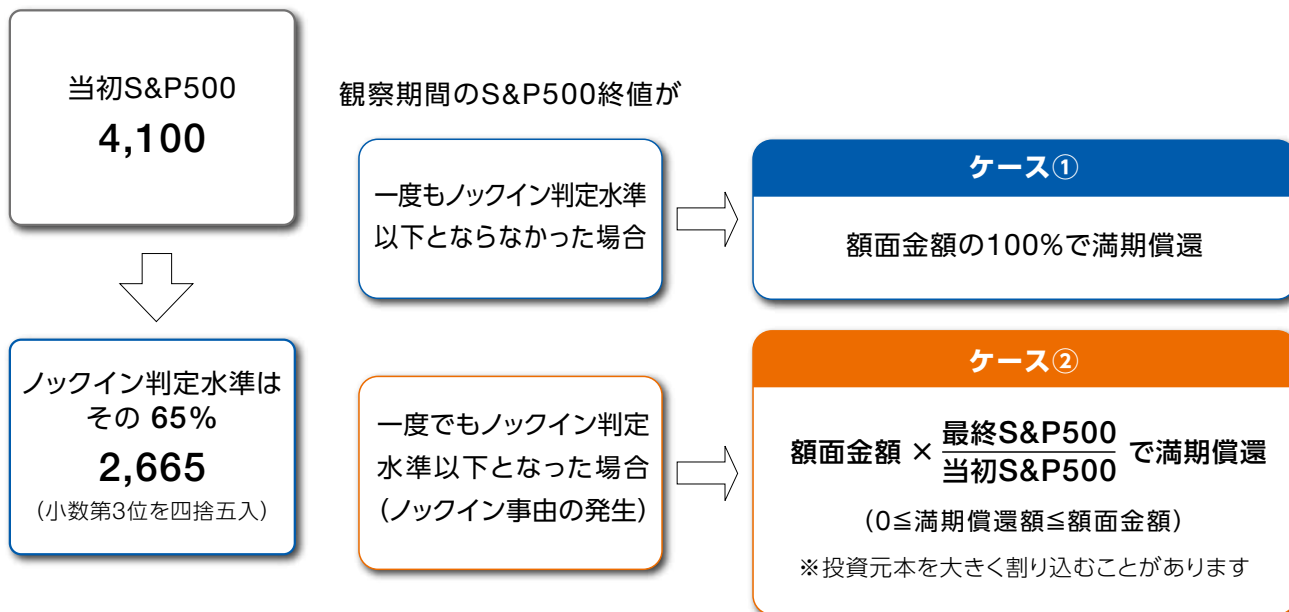
## S&amp;P500について

S&P500は、米国株式市場のパフォーマンスを表す主要ベンチマークの1つとして、世界的に広く認識されています。S&P500は単純に大型株500銘柄から構成されているのではなく、主要産業の主要企業をカバーしています。S&P500は米国株式市場全体を幅広く表す指数であり、ニューヨーク証券取引所やNASDAQに上場している普通株などで構成されています。1941年から1943年の平均を10として算出されます。

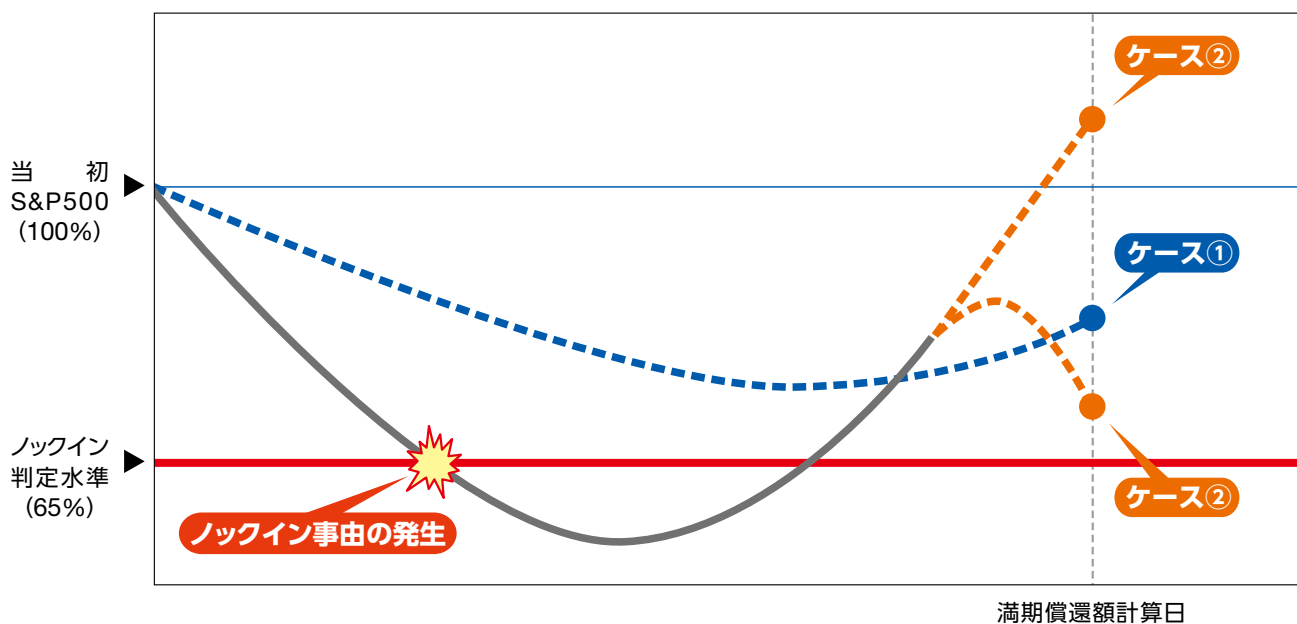
| 主な構成企業          | セクター           |
|-----------------|----------------|
| アップル            | 情報技術           |
| マイクロソフト         | 情報技術           |
| アマゾン・ドット・コム     | 一般消費財・サービス     |
| テスラ             | 一般消費財・サービス     |
| アルファベット         | コミュニケーション・サービス |
| バンクシャー・ハサウェー    | 金融             |
| ユナイテッドヘルス・グループ  | ヘルスケア          |
| ジョンソン・エンド・ジョンソン | ヘルスケア          |
| エヌビディア          | 情報技術           |

※出所：S&amp;Pダウ・ジョーンズ・インデックス社およびブルームバーグのデータよりみずほ証券作成

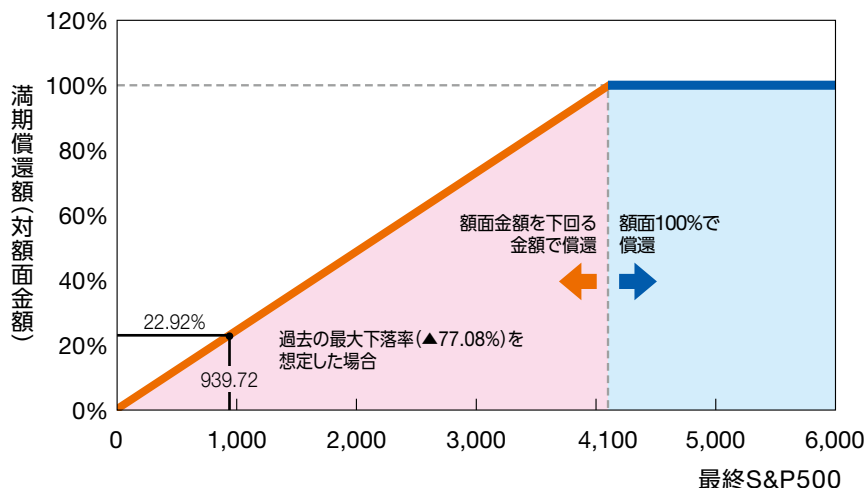
2022年7月29日現在



S&P500の推移と満期償還額のイメージ図



ノックイン事由が発生した場合の満期償還額のイメージ図



※観察期間のS&P500終値が一度でも2,665以下となった場合、ノックイン事由が発生し、額面金額の100%を割り込む可能性があります。

※満期償還額が、額面金額の100%を超えることはありません。

※満期償還時の仕組みの条件は、参考例であり、実際の条件とは異なります。

本債券はS&P500の水準やその変動率および円金利の変動による影響を受け、損失が生じることがあります。以下は、対象となる金融指標等の水準に関する市場データに基づく想定損失額を示したものです。

〈試算の前提条件〉

|          |   |
|----------|---|
| 当初S&P500 | 4,100 (2022年9月29日のS&P500終値を左記と仮定)   |
| 利 率      | 当初 約 3 ヶ月間：年率 <b>2.00%</b>  |
|          | それ以降：利率判定日のS&P500の水準により下記のとおりとなります。<br>利率判定日のS&P500終値が { 利率判定水準以上の場合 ⇨ 年率 <b>2.00%</b><br>利率判定水準未満の場合 ⇨ 年率 <b>0.10%</b> |

※〈試算の前提条件〉は、参考例であり、実際の条件とは異なります。

【表1】2011年1月1日から2022年8月24日までの期間における各金融指標の最大値および最小値

| 金融指標       | 最大値                | 最小値                 | 市場データに基づく、償還前の債券価格に最悪の影響を与える変化率または変化幅 |         |
|------------|--------------------|---------------------|---------------------------------------|---------|
|            |                    |                     | 変化率                                   | 変化幅     |
| S&P500     | 4,796.56 (2022年1月) | 1,099.23 (2011年10月) | 変化率                                   | ▲77.08% |
| S&P500の変動率 | 35.19% (2021年3月)   | 6.77% (2017年12月)    | 変化幅                                   | +28.42% |
| 円金利        | 0.33% (2011年2月)    | ▲0.37% (2016年 7月)   | 変化幅                                   | +0.70%  |

出所：ブルームバーグのデータよりみずほ証券作成

◎下落率は最大値から最小値へ下落率。上昇幅は最小値から最大値への上昇幅。

◎S&P500の変動率：S&P500の日々の変動から算出した変動率（年率）です。

◎円金利：期間3年の円金利スワップレート

■満期償還時の想定損失額

本債券は、早期償還されず、観察期間のS&P500終値が一度でもノックイン判定水準以下となった場合（ノックイン事由の発生）、満期償還額がS&P500に連動して決定されます。

ノックイン事由が発生し、満期償還額計算日のS&P500終値（最終S&P500）が当初S&P500を下回っている場合、満期償還額は投資元本を下回ることになります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

【表2】は、〈試算の前提条件〉に基づき、観察期間にノックイン事由が発生した場合の最終S&P500と満期償還額、損失率、損失額の関係を示しています。

二重枠内は、市場データにおけるS&P500の過去の最大下落率（▲77.08%）を想定した場合に発生する損失を示しています。なお、最終S&P500が当初S&P500から▲77.08%を超えて下落していた場合にはお客さまの損失がさらに拡大することになります。

【表2】ノックイン事由が発生した場合の最終S&P500と満期償還額、損失率、損失額の関係 (額面100万円当たり)

| 最終S&P500            | 満期償還額      | 損失率       | 損失額         |
|---------------------|------------|-----------|-------------|
| 当初S&P500 × 100.00 % | 1,000,000円 | 0.00 %    | 0円          |
| 当初S&P500 × 75.00 %  | 750,000円   | ▲25.00 %  | ▲250,000円   |
| 当初S&P500 × 50.00 %  | 500,000円   | ▲50.00 %  | ▲500,000円   |
| 当初S&P500 × 25.00 %  | 250,000円   | ▲75.00 %  | ▲750,000円   |
| 当初S&P500 × 22.92 %  | 229,200円   | ▲77.08 %  | ▲770,800円   |
| 当初S&P500 × 0.00 %   | 0円         | ▲100.00 % | ▲1,000,000円 |

## ■ 中途売却時の想定損失額

【表3】の想定損失額（試算額）は、【表1】の市場データを用いて試算したものです。中途売却に際し、各金融指標が試算よりも大きく変動した場合、損失はさらに拡大する可能性があります。なお、発行者（保証者を含む）の信用リスクや債券の流動性等を考慮して算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。

【表3】各金融指標が下表のとおり変動した場合の想定損失額（試算額）（額面100万円当たり、当初S&P500を4,100と仮定）

| 金融指標       | 悪影響を与える変動の方向 | 変化率または変化幅 | 想定売却価格 | 想定損失率   | 想定損失額（試算額） |
|------------|--------------|-----------|--------|---------|------------|
| S&P500     | 下落           | ▲77.08%   | 26.05円 | ▲73.95% | ▲739,500円  |
| S&P500の変動率 | 上昇           | +28.42%   |        |         |            |
| 円金利        | 上昇           | +0.70%    |        |         |            |

※本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは計算結果が異なります。

※本シミュレーションは、2022年8月25日（試算日）の市場環境における各金融指標が売却価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定して計算しています。

※試算日における想定損失額であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額（試算額）とは異なります。

本債券を含む仕組債の流通市場は確立されていないため、お客さまが売却を希望される際に換金できるとは限りません。また、中途売却時には多額の損失を被ることがあります。

本債券に投資する際には、早期償還される場合を除き満期償還日まで保有することを前提にご検討ください。

## その他のリスクとご確認いただきたい事項

5

### ■ 利率変動リスク

本債券の利率は、当初の約3ヵ月間については固定利率が適用されます。それ以降の各利払日については、あらかじめ定められた条件に従い、S&P500の水準により利率が決定されます。

### ■ 信用リスク

発行者（保証者を含む）の財務・経営状況の変化等によって、本債券の元利金支払いの不履行・遅延（デフォルト）が発生し、投資元本を割り込むことがあります。

### ■ 早期償還リスク

本債券は、あらかじめ定められた条件に従い額面金額の100%で早期償還される場合があります。その際、以後の運用において本債券が早期償還されなかった場合に得られる利息と同等の運用成果を得られないことがあります。

### ■ お客さまにとって過大な投資とならないことの確認

本債券への投資により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、お客さまが許容できる損失額およびお客さまの資産の状況への影響に照らして、お客さまが取引できる契約内容であることをご確認ください。

想定損失額（満期償還時および中途売却時）、その他のリスク等についてご確認ください、確認書の該当箇所にチェックをしてください。



## ■フィンランド地方金融公社の概要

フィンランド地方金融公社(以下「公社」といいます。)は、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての業務を営んでいます。

公社は、地方自治体、自治体連合および地方自治体により所有または支配されるさまざまな組織ならびに政府当局から指定された社会政策上の住宅供給に従事する企業から成るフィンランドの自治体部門に対しサービス提供を行っています。公社は1991年からフィンランドの自治体部門に対し資金提供を行っています。公社の目的は、自治体部門および公的住宅供給部門のために費用効率の良い金融サービスを確保すること、効率的に業務を行い、収益性を高めること、主にフィンランド地方政府保証機構法ならびに関連ある適用法規に遵守したその業務からの資金により自己資本を増加させることです。

※上記文章は、発行者が2022年6月30日に提出した有価証券報告書をもとにみずほ証券作成

### ■手数料等諸費用

- 本債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外国証券取引口座管理料は無料です。

### ■ご投資にあたってのご留意点

- 外国証券取引口座を開設されていない場合は、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- 本債券は、デリバティブの要素を内包した仕組債と呼ばれる商品です。本債券に関連する店頭デリバティブ取引(当社と相対で取引を行うデリバティブ取引)は、当社では原則、個人のお客さまに対してお取り扱いしておりません。

### ■外国債券のお取引について

外国債券のお取引はお客さまに対して当社がその相手方となって「店頭取引」により行われますので、お取引を行う証券会社等によって、取引価格が異なります。

### ■格付情報の入手

格付けとは債券の発行者が元本や利息を予定通り支払えるかどうかの「信用度」を第三者である格付会社が評価し記号で表したものです。AAAやAaa(トリプルA)、BBやBa等の記号で表されます。格付けは発行者の信用度の変化等により変更される可能性があり、一般的には格付けが変更されると市場での価値もそれに応じて変動します。なお、格付けは各格付会社のウェブサイト等でご確認いた

だけるほか、当社でご購入いただいた債券の格付けは、当社の店頭窓口でもご確認いただけます。

### ■税法上の取り扱い(個人のお客さまの場合)

現行の税法上は、本債券のような債券に関する明確な規定はありませんが、一般的に通常の債券と同様の税制が適用されると解されています。詳細は専門の税理士等にご相談ください。また、将来、税法等が改定された場合、それに従うこととなります。

#### ●利子に対する税金

20.315%の源泉徴収が行われた後、申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できます。

#### ●譲渡(償還)益に対する税金(譲渡益・償還差益が発生した場合)

上場株式等(特定公社債等を含みます、以下同じ)の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。

#### ●譲渡損失・償還差損が発生した場合

上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の利子・配当所得との損益通算、または翌年以後3年間の繰越控除の適用ができます。

#### ●特定口座の利用

特定口座の利用が可能です。利子についても源泉徴収ありの特定口座に受け入れることができます。

本資料は、本債券の概要について説明したもので、目論見書の記載事項を網羅したものではありません。また、本資料における判定に係る日付等は市場混乱事由等の発生によって変更される可能性があり、最終条件等は目論見書にてご確認ください。なお、諸般の事情により本債券の売出しを中止することがあります。あらかじめご了承ください。

一定の投資性金融商品の販売に係る  
重要情報シート(個別商品編) **仕組債**

## 1. 商品等の内容

|                     |  |
|---------------------|--|
| 金融商品の名称・種類          | S&P500連動債券（ノックイン型・デジタルクーポン型・早期償還条項付）   |
| 組成会社（発行者）           | 発行者名：フィンランド地方金融公社  |
| 販売会社                | みずほ証券株式会社  |
| 金融商品の目的・機能          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●本債券は、将来のS&amp;P500（参照株価指数）の変動に投資する商品です。一般的な債券とは異なり、デリバティブ（金融派生商品）の要素を内包した債券のため、以下のような特性があります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>■参照株価指数の動きに応じて、満期償還額が決定されます。一般的な債券に比べて高い利回りが期待できる反面、大きな損失が生じる可能性があります。参照株価指数が一度でもノックイン判定水準（当初S&amp;P500の65%）以下となった場合は、満期償還日における満期償還額が元本割れとなる可能性があります。</li> <li>■利率判定日の参照株価指数が一定の水準以上である場合は、一般的に確定利付債券等に比べて高い金利を受け取ることができます。</li> <li>■利払日の10予定取引所営業日前の参照株価指数がトリガー判定水準（当初S&amp;P500の105%）以上となった場合には、額面金額の100%で償還となります。</li> </ul> </li> <li>●本債券は、当初約3か月間および利率判定日の参照株価指数が一定の水準以上である場合、<b>利率（税引前）年1.50～3.50%*の範囲内</b>で発行することが予定されています。また、利率判定日の参照株価指数が一定の水準を下回った場合の<b>利率（税引前）は年0.10%</b>となります。</li> </ul> |
| 商品組成に携わる事業者が想定する購入層 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高い利回りを得るため、高いリスクを許容できるお客さま</li> <li>●リスク性商品への投資に充てるための余裕資産を十分に保有されるお客さま</li> <li>●満期償還日（約3年）まで本商品を保有いただけるお客さま（ただし、満期より前に早期償還される場合があります。）</li> <li>●債券にオプション等を内包した複雑な商品のため、投資経験や知識が十分ではない方に適した商品とはいえません。営業員の説明をよくお聞きいただき、商品性やリスクについてご理解のうえでご検討ください。</li> <li>●長期の安定的な資産形成を目的とするお客さまには不向きな商品です</li> </ul>  |
| パッケージ化の有無           | なし   |
| クーリング・オフの有無         | クーリング・オフ（契約日から一定期間、解除できる仕組み）の適用はありません。   |

\*上記は市場環境等を勘案したうえで決定されるため、上記の範囲外となる可能性もあります。

- 【質問例】** ①あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。  
②この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けられるのか。

## 2. リスクと運用実績（本商品の償還価格は参照株価指数と連動し、元本割れリスクがあります）

|                      |   |
|----------------------|---|
| 損失が生じるリスクの内容および最大損失額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●参照株価指数が一度でもノックイン判定水準（当初S&amp;P500の65%）以下となった場合には、満期償還時の元本が大幅に毀損する（本債券で得られる金利を超える損失となる等）可能性があります。</li> <li>●参照株価指数が一定水準を下回った場合には、当初設定された低い金利が適用されるおそれがあります。</li> <li>●早期償還された場合、当初想定した利息が受け取れないことや、市況によっては満期償還金を同様の条件で運用できない可能性があります。</li> <li>●償還時に想定される最大損失額は、2011年1月1日から2022年8月24日までの期間における参照株価指数の下落率の最大値を当てはめると、額面100万円に対して▲77万円となります。その他途中売却時の想定損失額も含め、詳しくはご購入までにお渡しする説明資料等により説明いたします。</li> </ul> |
|----------------------|---|

※損失リスクの内容の詳細は商品概要説明書のP4～5に記載しています。

- 【質問例】** ③上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。  
④相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。  
⑤利回りと損失リスクについて、いくつか例を踏まえて説明してほしい。

### 3. 費用等

|         |   |
|---------|---|
| 費用等について | この債券は、お客さまと当社との相対取引によりご購入いただきますので、購入対価のみお支払いいただきます。   |
|         | この債券の販売価格には販売役務の対価相当額、仕組債の組成に要するコストが額面当たり2.50～3.50%*含まれます。そのうち、販売に関わる諸経費やアフターフォローの対価等が含まれる販売役務の対価相当額が、額面当たり1.00～2.00%*となっております。 |

\*上記は市場環境等を勘案したうえで決定されるため、上記の範囲外となる可能性もあります。

- 【質問例】 ⑥時価や費用がよりわかりやすい類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。  
⑦販売役務の対価相当額が範囲で表記されているのはなぜですか。  
⑧販売役務の対価相当額のほかに、仕組債の組成に要するコストにはどのようなものがあるのか。

### 4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

|   |
|---|
| この債券は償還期限が定められていますが、早期償還となる場合があります。   |
| この債券は、販売会社が買い取る以外に中途売却するための売買の場が基本的にはありません。                                 |
| 一般的に仕組債には流通市場が存在しないため、多くの場合、ご売却希望時に当社が提示させていただく価格は購入いただいた時点での価格を下回ることとなります。 |
| 中途売却が可能になったとしても、償還期限前の売却にはS&P500の変動状況やこの債券の流動性が乏しいことによりお客さまへ損失が生じる可能性があります。 |

※詳細は商品概要説明書のP5に記載しています。

- 【質問例】 ⑨私がこの商品を換金・解約するとき、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してほしい。

### 5. 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

|  |
|--|
| 本商品の組成にあたり、発行会社と当社が本商品に係るデリバティブ取引を行う場合があります。   |
| 当社は、この商品の発行会社との間に資本関係等の特別の関係はありません。また、発行会社がこの商品を組成するために行うデリバティブ取引は当社もしくは資本関係等の特別の関係がない他社が相手方となります。 |
| 当社の営業職員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるようなことはありません。  |

※利益相反の内容とその対処方針については、「利益相反管理方針の概要」をご参照ください。<https://www.mizuho-sc.com/souhan.html>

- 【質問例】 ⑩あなたの会社が得る手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

### 6. 租税の概要（NISA、つみたてNISA、iDeCoの対象か否かもご確認ください）

|  |
|--|
| 現行の税法上は、本債券のような債券に関する明確な規定はありませんが、一般的に通常の債券と同様の税制が適用されると解されています。詳細は専門の税理士等にご相談ください。また、将来、税法等が改正された場合、それに従うこととなります。 |
| ※NISA、つみたてNISA、iDeCoの対象とはなりません。  |

※詳細は商品概要説明書のP6に記載しています。

### 7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

|   |
|---|
| 契約締結前交付書面および目論見書は当社Webサイトには掲載されません。ご購入前に交付・説明いたします。 |
|---|

契約締結に当たっての注意事項等をまとめた「契約締結前交付書面」、金融商品の内容等を記した「目論見書」および「商品概要説明書」をお渡しします。ご購入に際しては、これらの書面をよくお読みください。



## 仕組債の取引に係るご注意

- **本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。**そのため、法令・諸規則等により、**商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。**
  - ※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。
- 当社によるご説明や、**本仕組債の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いします。**
- お取引内容および商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR<sup>(注)</sup> 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

# 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

## 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## S&P グローバル・レーティング

### ■格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

### ■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.spglobal.co.jp/ratings>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

### ■信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2021年8月5日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## ムーディーズ・インベスターズ・サービス

### ■格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

### ■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ([https://www.moody's.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moody's.com/pages/default_ja.aspx)))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### ■信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2018年4月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。